

学校運営協議会の設置について

1 学校運営協議会の設置理由について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正）」から

【第四十七条の五】

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

※ 学校運営協議会の設置は努力義務である。

※ 利根町の場合、2つの小中学校に対し1つの学校運営協議会の設置でも可である。

※ 県内の各市町村で学校運営協議会の設置が急速に進んでいる。

2 学校運営協議会の目的

【学校運営上の主な課題】

- ・ いじめ問題への対応
- ・ 不登校児童生徒の増加
- ・ 特別な配慮を要する児童生徒の増加
- ・ 教員の超過勤務時間

【地域社会の主な課題】

- ・ 人口減少
- ・ 家族形態の変化
- ・ 価値観やライフスタイルの多様化
- ・ 家庭や地域の教育力の低下

【学校運営協議会の目的】

- ・ よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る
→ 「学習指導要領の理念の具現化」
- ・ 学校、家庭、地域社会が一体となって学校づくりを行う
→ 「これからの時代を生き抜く力を育む学校教育の提供」
- ・ 学校、家庭、地域社会が子供たちに必要な資質・能力を共有する
→ 「学校、家庭、地域の役割の明確化」
- ・ 相互連携、協働による学校づくりと地域づくりの一体化
→ 「学校を核とした地域の活性化」

3 学校運営協議会の設置（案）について

(1) 設置時期について

- ・ 令和6年4月1日より利根町学校運営協議会を設置する。

(2) コミュニティ・スクールについて

- ・ 学校運営協議会の設置に伴い、町内小中学校をコミュニティ・スクールと呼称する。

(3) 事務局について

- ・ 令和6年度の事務局を指導課とする。

(4) 委員について

- ・ 学校運営協議会の委員を次のとおりとする。
 - 町民の代表者（うち2名を公募）
 - 保護者の代表者
 - 学識経験者
 - 町立小中学校の運営に資する活動を行う者
 - 町立小中学校長
 - 関係行政機関の職員
- ・ 委員の定数は20人以内とする。
- ・ 委員の報酬は、「利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第5号）」に定めるところによる。
 - 委員長（1名）：4800円
 - 副委員長（1名）：4500円
 - 委員（14名）：4200円 すべて1回あたり

(5) 学校運営協議会の主な3つの機能について

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
 - 年度当初に、学校目標や基本的な教育計画を承認する。
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
 - 学校の課題解決のため、学校運営の基本方針を達成させるための意見を述べる。
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
 - 町立学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会に意見を述べる。

(6) 具体的な学校運営への参画について（案）

- ① 必要な部会等を設置する
 - （例）学校評価部会、コンプライアンス推進委員会など
- ② 学校運営協議会の協議結果の情報提供
 - （例）回覧板や各種ホームページでの広報など
- ③ 地域学校協働活動（学校運営への協力及び参画）の推進
 - （例1）学校教育活動への協力
 - ・ 地域学校合同防災訓練の実施
 - ・ すぽかるとね、学校部活動の支援
 - ・ 日本語指導ボランティア
 - ・ 郷土学習、奉仕活動の支援 など
 - （例2）学校支援への参画
 - ・ スクールバス安全見守りボランティア活動
 - ・ 放課後安全パトロール
 - ・ 学校花壇整備ボランティア活動
 - ・ 学校清掃ボランティア活動
 - ・ 放課後（休日）無料塾 など

学校・家庭・地域の代表者が集い、利根町に育つ子どもたちのためにできることを、それぞれの立場で考え、共に計画し、実現させていくための協議組織が学校運営協議会です。よって、具体的な活動内容は、学校運営協議会の主体的な協議により決定していきます。

4 学校運営協議会の設置に向けた準備

令和5年 4月	コミュニティ・スクール指導員の任用 <ul style="list-style-type: none"> ・指導員 1 名を任用 ・学校運営協議会を設置するための具体的な準備の開始
5月	先進的な取組事例視察（牛久市教育委員会社会教育主事との協議） 校長会及び幼保小中連携部会でコミュニティ・スクールについて周知
6月 7月	学校運営協議会推進委員会準備会の開催準備 <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員会設置要綱の作成 ・推進委員の検討、依頼 ・補正予算額の検討
8月	利根町教育研究会夏季研修会でコミュニティ・スクールについて周知 学校運営協議会推進委員会準備会の開催（21日） <ul style="list-style-type: none"> ・事務局からの主旨説明 ・事業計画に関する検討 ・今後の活動計画についての協議 ・学校運営協議会委員の選出方法についての協議
9月	学校運営協議会推進委員会開催のための補正予算の承認（議会定例会） 学校運営協議会推進委員会設置要綱の承認（教育委員会定例会） 第1回学校運営協議会推進委員会の開催準備
10月	第1回学校運営協議会推進委員会の開催（17日） <ul style="list-style-type: none"> ・推進委員への委嘱状、任命書交付 ・委員長、副委員長の選出 ・学校運営協議会委員の推薦について ・学校運営協議会の活動内容と組織について ・地域への広報予定について
11月	学校運営協議会設置規則の作成 学校運営協議会設置規則の承認（教育委員会定例会） 令和6年度予算の作成
12月	第2回学校運営協議会推進委員会の開催準備
令和6年 1月	第2回学校運営協議会推進委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員の公募について ・学校運営協議会の活動内容と組織について ・第1回学校運営協議会の開催予定について
2月	広報活動（回覧板、保護者向け通知を利用した家庭・地域への情報提供） 地域人材や関係団体への協力依頼
3月	第1回学校運営協議会の開催準備 地域学校協働活動年間計画案の作成
4月	第1回学校運営協議会の開催に向けた学校長との協議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の基本方針の策定 ・学校から地域への協力依頼について
5月	第1回学校運営協議会の開催

学校運営協議会委員報酬について

令和5年11月28日
利根町教育委員会指導課

- 委員の報酬は、「利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第5号）」の中にある、教育委員会が主催する他の同様の会議における委員報酬を参考に、以下の金額で考えております。

→委員長（1名）：4800円

→副委員長（1名）：4500円

→委員（14名）：4200円（すべて1回あたり）